

薩摩川内市新型コロナウイルス感染症関連事業所消毒実施支援補助金申請要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、又は訪問のあった事業所等を営む事業者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第1項に規定する命令（以下「消毒命令」とします。）の対象の場所（以下「対象場所」とします。）の消毒を実施することに対し、予算の範囲内において薩摩川内市新型コロナウイルス感染症関連事業所消毒実施支援補助金（以下「消毒補助金」とします。）を交付することにより、感染拡大を防止し、もって事業の継続を図ることを目的とします。

2 補助対象経費

消毒補助金交付の対象となる経費は、対象場所の消毒に要した経費のうち、次の各号に定めるいずれかに該当するものとします。

- (1) 消毒に係る専門業者への委託費
- (2) 自ら消毒を実施した場合は、その消毒に要した物品の購入費

3 補助金の額

補助対象経費に **3分の2を乗じて得た額**とし、1事業所等につき **20万円を上限**とします。（1,000円未満の端数は切り捨て）

4 申請の要件

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 市内に事業所等を有する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は個人事業主
- (2) 市内の事業所等のうち、消毒命令があった対象場所の消毒を実施した者
- (3) 消毒補助金の申請時において、当該事業所等で事業を継続している者
- (4) 対象場所の消毒の実施に関する他の補助金等を受けていない者

※事業所等とは…店舗、事務所、工場、倉庫等（ただし、居住部分は除く。）

5 申請期間

対象場所の **消毒に要した経費を支出した日から30日以内**又は **令和4年2月28日のいずれか早い日まで**に、「7 申請書様式一式」を添えて申請ください。

6 申請方法

原則郵送（当日消印有効）受付ですが、窓口への持参も可能です。

※窓口の混雑や3つの密を避けるため、出来るだけ郵送申請をお願いします。

7 申請書類一式

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 市内に事業所等があり営業していることが分かる書類の写し

※申請書等の所在地と同一の住所が確認できるものが必要です。

①法人の場合(ア、イ、ウのいずれか)

ア 前事業年度分の法人市民税申告書の控え

イ 各種許可証や届出書類(営業許可証、履歴事項全部証明書等)

ウ 前事業年度分の確定申告書の控え

②個人事業主の場合(ア、イ、ウのいずれか)

ア 令和3年度市民税・県民税申告書の写し

イ 各種許可証や届出書類(営業許可証、開業届等)

ウ:前年の確定申告書類の控え

<青色申告の場合>

「確定申告書第一表の控え(1枚)」と

「所得税青色申告決算書の控え(1)」の計2枚

<白色申告の場合>

「確定申告書第一表の控え(1枚)」と

「収支内訳書(1枚)」の計2枚

(3) 補助対象経費を支出したことを証する書類(領収書等)

(4) 明細のわかる書類(見積書等)

(5) 物品購入品及び作業状況がわかる書類(写真等)

(6) 請求書(様式第3号)

(7) 消毒命令書(保健所で取得)

※申請書等の所在地と消毒場所が異なる場合、消毒場所が確認できる書類(H P掲載記事、契約書等)もご提出ください。

※物品購入の場合、(3)(4)はレシートで構いません。

8 申請書類の入手方法

・薩摩川内市ホームページ

・薩摩川内市役所 本庁5階経済政策課、各支所地域振興課の窓口

・川内商工会議所及び薩摩川内市商工会の窓口

9 交付の決定及び交付方法、通知

申請書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定通知書を送付します。通知書の送付後、振込先口座に振り込みます。

10 問合せ先・申請書類送付先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市商工観光部 経済政策課 経済グループ

TEL： 0996-23-5111（内線5751、5752、5753）

受付時間： 8：30～17：15（土日祝日を除く）

別表

番号	物品の例
1	アルコール消毒液
2	塩素系漂白剤
3	手指用以外の界面活性剤
4	次亜塩素酸水
5	ナイロン手袋
6	マスク
7	除菌スプレー
8	除菌シート
9	噴霧器
10	防護服